

指定漁港数一覧表

令和7年4月1日現在

漁港種類	計								管理者別	
		本土 <small>(うち半島)</small>	北海道	離島 <small>(うち北海道)</small>	沖縄	奄美	小笠原	都道府県	市町村	
第1種	2,035	1,443 (588)	165	342 (17)	72	30	0	273	1,762	
第2種	524	402 (154)	38	78 (1)	7	0	0	331	193	
第3種	101	76 (28)	18	7 (1)	1	0	0	96	5	
特定第3種	13	13 (1)	0	0 (0)	0	0	0	12	1	
第4種	99	30 (20)	20	38 (3)	7	5	2	99	0	
合計	2,772	1,964 (791)	241	465 (22)	87	35	2	811	1,961	

- (注) 第1種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの  
 第2種漁港 その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの  
 第3種漁港 その利用範囲が全国的なもの  
 特定第3種漁港 第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの  
 第4種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

特定第3種漁港：八戸・気仙沼・石巻・塩釜・銚子・三崎・焼津・境・浜田・下関・博多・長崎・枕崎

漁港数の合計（2,772）は、北海道地域の漁港数(241)が離島漁港数(22)を含んだ数となっているため、内訳の合計値と一致しない。